

松江家庭裁判所委員会（第25回）議事録概要

- 1 日時
平成25年6月25日（火）午後1時30分～午後4時00分
- 2 場所
松江家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
（委員長）山崎和信
（委員）飯塚研二，伊瀬孝子，伊瀬知智子，河村 浩，桐山香代子，坂田節生，
竹谷 強，（五十音順敬称略）
（説明者）鬼頭首席家庭裁判所調査官，大内首席書記官，小松次席家庭裁判所調査官
（事務担当者）山頭事務局長
（庶務）藤井総務課長，伊藤総務課課長補佐

4 議事

- (1) 松江家庭裁判所のホームページについて，山頭事務局長から説明が行われた。
- (2) テーマ「少年事件における補導委託制度及び医務室技官の活用」

ア 裁判所側説明者による説明

「少年事件における補導委託制度」鬼頭首席家庭裁判所調査官

イ 質疑応答，意見交換

（委員長）

裁判所側からの説明を受け，質問や意見を伺いたい。

（委員A）

質問ですが，説明があったのは，少年をほとんどの場合働かせるということが前提になっているものだったが，学校へ通わせる場合には，普通の家庭で預かるといような委託はないのか。

（説明者）

個人の家庭で，日常の世話だけをして，そこからどこか学校に通うという形で委託をお願いするということは，実際のケースとしては非常に少ない。

（委員B）

補導委託先は少ないということだったが，具体的には年間どれぐらいの件数があるか。

（説明者）

年間に多くても数件程度である。年間を通じて，身柄付きの補導委託の事例がないという年もある。家族関係の構築としては，キャンプなどの親子合宿は，毎年，参加者を募って行っており，また，短期の委託として，通所させてデイケアセンターで体験をすることもあるが，多様な体験ができる環境の幅を広げたい。島根の場合，家庭等の行き場所がない子どもはそんなに多くない。そういう意味では，まだ，家庭とか社会のシステムの健全さが残されていると思う。

（委員B）

もう少し幅を広げたいというのは，物理的に補導委託先が不足しているというわけではなく，預かる事案，少年の環境とか，非行案件によって，もっとふさわし

い補導委託先があるのではないかという認識でよろしいか。

(説明者)

特定の業種を希望しているわけではないが、現在、製造業の関係、あるいは、飲食店、美容師といった委託先があるものの、農業とか畜産業など、土や動物と接する体験ができる委託先があってもいいのではないかと思う。また、今ある委託先は、寮やアパート形式で宿泊して面倒を見ていただくところが多い。元々このシステムで想定していたのは、個人の家庭的な雰囲気のある、親方さんのような所である。食事をともにしたりする環境の中で、子どもを引っ張って指導していただける方がいると、今の子どもたちは学ぶことが多いと思う。単に、仕事をする習慣を学ばせるというよりも、人の気持ちとか、喜怒哀楽を感じる中でみんなと生活し、我慢をしたり、助けてもらったりするような、一見普通だが関わりの濃い生活が体験できると良いと思っている。業種よりも人柄や環境上のことで、もう少しバリエーションがあればありがたいと思っている。

(委員C)

少年審判の流れの中に、補導委託は、必ず組み込まれているものか。

(説明者)

処遇をすぐに選択できないような場合に行われるもので、事例的にはむしろまれである。

前の説明の補足として、「もう少しバリエーションがあれば」ということで、1点付け加えると、性別の問題があり、男子少年だけではなく、女子少年を預かってもらえる補導委託先を確保したいという思いもある。

(委員長)

通常はどういう場合に補導委託がされているか事例を紹介していただきたい。

(説明者)

例えば、暴走族として走っていた少年などは、このままでは、暴走族仲間にも吸収されて立ち直りができないと思われ、地元から距離を置きたいというような場合に、遠方の住み込み先に預け、その間に、チームから離脱する決心をさせてみるというようなケースで使うことがある。また、家庭で親の暴言や暴力など、躰上の問題があって落ち着かない少年の場合に、もう少し家庭的な所に預けて落ち着かせ、その後、別の住み込み先を見つけて、自活を促したこともあった。中には、家族や身内からも問題児扱いされて孤立していたが、補導委託先で真面目にコツコツ働くことができたことで見直してもらえ、家族からの信頼も回復できて、家庭に戻っていくことができたというような事例もあった。

ただ、うまくいく場合ばかりではなく、補導委託を試みた結果、問題性がはつきり出てくるということもある。

委託をする場合、少年に緊張感を保たせなければいけないが、保護者の協力的な姿勢も不可欠である。少年、保護者への動機付けをしっかりと、耐えられるかどうか吟味し、その上で受託者をお願いするように心掛けている。

(委員長)

一般的には、身柄事件の場合に身柄の補導委託になることが多いのか。

(説明者)

そういうケースが多い。在宅で暮らしていて、審判で急に今日からどこかへ行きなさいという事例はあまりない。

(委員長)

補導委託先について、現在、何箇所ぐらいあるか。

(説明者)

身柄付きのものとしては4箇所である。今年度に入ってから、もう2箇所ほど増やそうということで、現在、手続を進めているところである。

(委員D)

実際の成果というか、少年が変わったところとか、本当に更生できたとかいうことがあれば教えていただきたい。

(説明者)

うまくいく事例の場合は、仕事が単に続いたということよりも、預かってもらった受託者の方との心の交流や、絆が出来上がって、そこが基本になって、頑張ることができたケースが多い。家庭的な雰囲気を感じ、自分も家族の一員としてそれなりの役割を果たすことができ、周りも認めてくれたという体験が自信になり、そういう得難い体験をしたということで、いい方向へ変わる少年はいる。

(委員長)

少年が非行に走るという原因の中には、親子関係とかに根ざしている場合、あるいは、親から愛情を受けられないでいるなど、そういう欠けているものが少年を非行に走らせていることが多いと思う。この身柄付きの補導委託をすることにより、そういう欠けているものが改善されれば、非行も収まっていくということも十分考えられることだろうと思う。その辺りに一つの狙いもあるかもしれない。基本的には、補導委託は処分を決めるためということだから、委託して少年を矯正しようということが目的ではないが、実際にはそういう効果がある場合もある。裁判所側から、うまくいかなかったケースについて、御紹介いただきたい。

(説明者)

動機付けがしっかり出来ていたつもりであったが、二、三日で落ち着けなくなり、委託先を出てしまうというようなこともあった。会社の寮の先輩の指導が、協力的であり熱心ではあるが、教え方が厳しかったことから、いじめられたと勘違いして、辛抱が続かなかったということもある。

事前にしっかり動機付けをすることと、少年が委託先に行ってすぐの時に、なるべく調査官が早めに訪問をして、本人に会って、しっかり適応しているかどうか確認するようにしている。日頃は強がっていても、見知らぬ所に預けると意外に弱々しく、自信もなく、自分ひとりでは判断できないような少年もいる。

(委員D)

長い間の家庭環境の中で、事件につながるような状況に置かれてきた者にとって、3箇月から6箇月の短い委託を経験することが、実際に適切な処分になっているのかなという気がした。

(説明者)

その期間の中で、問題が全部洗いざらい浮かび上がってくるとか、あるいは改善されて、それでクリアになって処分が決まるという形ではない。どの処分が一番適切か、それを見極めるというのが試験観察なので、何か気付きのきっかけがあったときに、例えば、1年間施設での教育を行わなくても、適切な助言者、指導者が付けば、自宅で約束を守らせながら時間をかけて改善させていくということは可能ではないかというふうに思えば、保護観察という処遇決定ができると思う。そのための材料を集めるということであり、今後の方向性を見極めるための機会だと考えている。

(委員長)

委託期間中の保護者に対する働きかけの実情について、説明いただきたい。

(説明者)

この措置を受けるのは少年だが、保護者にも様々な要因がある場合がある。受託者からも、「今はいいけど、この子を家に戻したら心配だ。保護者は誰が指導するのか」という話が出てくることもある。

家庭裁判所では、保護者にも方針を伝えて協力してもらい、本人の足を引っ張るような形で連絡をとってはいけないとか、勝手な約束をしたり、急に訪ねて受託者の指導を妨害するようなことをしては困るというような話はする。

また、親も仕事に就いてないこともあるので、親もきちんと就労して、少年を引き受ける準備をしなければいけないということは、強く言わなければならない立場にあると考えている。

受託者からの意見を聞いて、裁判所が親に言わなければいけないことに気付くこともある。中間的な審判の機会に保護者に対してアドバイスをするなど、いろいろな形で指導している。

(委員C)

補導委託制度というのは日本独特のものなのか。

(説明者)

諸外国等は分からないが、最終処分の決定前に、司法機関が試験観察という制度を設けているというのは、日本独特なものなのではないかと思う。

(委員長)

案外、独自のやり方かもしれない。ちょっと似ていると思うのは、例えば、検察官が最終処分を決めるときも、起訴猶予というのがあるが、それは、日本独自の要素があると言われている。最終的な処分を慎重にしようというところ、あるいは、更生と言うか、やり直しする、そういうことを重視してチャンスを出せるだけ与えようとしている。そういう配慮という点から見ると、ちょっと似ているところがあるのかなという感じもする。

(委員A)

テーマからちょっと外れるかもしれないが、やはり、この考え方は、更生保護の制度にもよく似ており、日本の一つの良い制度じゃないかなというふうに思う。

今、事件を起こす子どもというのは、社会との関係がうまくいってない。特に大人が、一体自分に対して、どういうふうに関わってくれるのかということに非

常に不信感を持っている子どもが多いのではないかと思う。そういう中で、大人や社会は、規範を犯すことは許さないということと、真面目な生き方に対しては支援するのだということを伝える必要があると思う。大人社会からのメッセージを伝える機会として、こういう制度を広く知っていただき、また、裁判所も、ただ、裁判するだけでなく、一つの判断材料としてそういう制度を持ってるんだぞということ、社会に啓発していただきたい。そしてその心理とか意識を社会全体で共有することが、社会を変えていくことにもつながるし、子どもたちに対する目の向け方、眼差しが変わってくると思う。裁判という範疇からは少し外れるが、広い意味で考えれば、そういったところに視点をおいて、この制度を活用していくということは非常にいいと思う。例えば、事件を起こした子どもが、どういう夢や希望を持っているのかということを知ったときに、どういう職業に就きたいということを考える上で、それに見合った委託先があるのかというようなことにもつながってくると思う。そういう理解者がたくさんいれば、そういった委託先もあるだろうと思う。

私も初めてこの制度を知ったが、裁判所はそこまで工夫しているのか、考えているのかということを一一般の方にも知ってほしいというのが感想である。

ウ 裁判所側説明者による説明

「医務室技官の活用について」小松次席家裁調査官

エ 質疑応答、意見交換

(委員長)

裁判所側からの説明を受け、質問や意見を伺いたい。

(委員E)

医務室の技官は、支部の事件に対してはどのような対応をしているのか。

(説明者)

支部の事件に医務室の技官が対応する機会は少ない。ただ、全くないわけではなく、支部で面会交流を行う場合の補助を、本庁の看護師が行う場合がある。

それから松江での事例は少ないが、支部の家事事件の調停に本庁の医師が出席して、いろいろアドバイスをするとということもある。例えば、出雲支部であれば、距離的にもさほど負担がないので、可能かと思う。

ただ、支部の調停委員の中に、精神科の医師がいる場合もあるので、精神的な問題を抱えた当事者の調停の場合は、精神科の医師の調停委員を指定するということが対応している場合が多い。

(委員A)

医務室技官が関わるような、精神的な問題があるというようなケースは、家事少年両方あると思うが、どのような事件で、どのくらいの割合か。

(説明者)

家事、少年とも、何割というほどの件数はない。いろいろな形での関わり方があるが、単に、職員が相談をするといったことも含めると、月に五、六件ぐらいだと思う。

一番多いのは、調査官や職員、あるいは、調停委員が、当事者の対応に困って、

どんなふうに対応したら良いのか、どんなふう発言等を理解したらいいのかというような相談を持ちかけられ、医務室技官がアドバイスをするという形の業務が一番多い。

(委員長)

非常勤ということだと、相談などをする場合は、あらかじめ予約をするのか。

(説明者)

そうである。医務室技官が出勤する時間帯や曜日は決まっているので、調査官室に連絡すれば、予約できる形にしている。

(委員長)

裁判所にこういう医師が配置されているというのは、一般的にはあまり知られてないかと思うが、そういうことについて感想等があるか。

(委員F)

事件関係者が、精神障害とか、精神疾患があるという場合に、家事でも少年でも、それが結果や処分にどう影響するのかということをお教えいただきたい。

(説明者)

精神疾患の確定的な診断まですることはない。精神科の病気の診断というのは、ある程度経過を見ないと確定診断は難しいという事情がある。家庭裁判所の手続は、期間的にも短く、関わり の 程度 も それほど 深く ない こと から、 確定 診断 まで する こと は でき ない。

ただ、こういうふうな病気の疑いがある、あるいは、こういうふうな傾向があるといったところまでは、医師の判断や、指摘は当然できる。そういった指摘とか判断は、家事事件でも少年事件の場合でも、書面で裁判官宛に報告書を書く。その報告を裁判官が参考にして、家事事件の調停や、あるいは、審判の結論で、また、少年事件でも最終的な少年の処分に役立てるということになる。例えば、少年事件では、精神障害の恐れがある、又は疑いがある場合の処分の決定としては、保護観察を受ける上での遵守事項、約束事として、精神科の医療を必ず受けなさいといった約束事を付けることに反映される。

(委員B)

医師がいるというのは初めて知ったが、医師の数とか看護師の数は、家裁の規模とかで決まっているのか。例えば、先ほど思春期のこととか、性のこととかということになると、男性医師一人、女性医師一人とか、何かそういったようなこともあるのか。

(説明者)

医師の数は、大体1人からせいぜい3人である。大庁で3人である。ただ、勤務の形態は、庁の規模によってかなり違っており、大庁であれば、非常勤ではなくて常勤で勤務している場合もあると思う。それから、医師の性別については、特に意識して採用又は配置しているということはない。保健指導ということ言えば、大体、看護師が行っている。看護師は概ね女性であり、女性の看護師が指導しているケースがほとんどである。

(委員長)

最近は特に発達障害ということが、少年事件の関係でいろいろ言われることが多くなってきていると思うが、そういったことが疑われる少年は、島根でもあるのか。

(説明者)

発達障害、学習障害といった障害が疑われる少年はやはりいる。以前と比べて担当者の知識などが増えてきたこともあるかもしれないが、発達障害系の障害のある少年は目立つようになってきている。

(委員A)

刑事事件での精神鑑定とは違うのか。

(説明者)

鑑定とは異なる。刑事事件の鑑定は、裁判の厳格な手続の中で行うものだが、少年事件及び家事事件とも、医務室技官の業務は、刑事事件手続的とは異なるものである。

(委員長)

所定の時間となりました。次回の委員会のテーマと日程について、特に御意見がないようですから、後日、連絡させていただきます。

本日は、大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。今後とも家庭裁判所のために、いろいろと御支援、御協力いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。